

中央新幹線（東京都・名古屋市間）
法対象条例環境影響評価書

【川崎市】

平成 26 年 8 月

東海旅客鉄道株式会社

まえがき

中央新幹線（東京都・大阪市間）については、全国新幹線鉄道整備法（昭和45年5月18日法律第71号）（以下「全幹法」という。）に基づき、平成23年5月20日に、国土交通大臣が、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）を営業主体及び建設主体に指名し、同月26日、整備計画を決定のうえ、翌27日、当社に対して建設の指示を行った。

当社は、中央新幹線の建設を自己負担で進めることとしており、まずは、東京都・名古屋市間について、環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）に基づき手続きを進めてきた。名古屋市・大阪市間については、名古屋市までの開業後、経営体力を回復した上で着手する計画である。

中央新幹線の事業の実施にあたっては、環境の保全に十分配慮して計画を進めることが重要であり、責任ある建設主体としてできる限り環境影響の回避又は低減を図っていく考えである。

まず、平成23年6月7日及び同年8月5日には、他の事業に先駆け、当時施行前であった「環境影響評価法の一部を改正する法律」（平成23年4月27日法律第27号）の趣旨を踏まえ、事業による環境への影響を回避・低減することを目的として、概略の路線及び駅位置を選定し、我が国初の「中央新幹線（東京都・名古屋市間）計画段階環境配慮書」（以下「配慮書」という。）としてとりまとめ、公表した。

平成23年9月27日には、環境影響評価法及び「鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月12日運輸省令第35号）（以下「国土交通省令」という。）に基づき、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価方法書（神奈川県）」（以下「方法書」という。）を作成、公告するとともに、自主的に計58回に及ぶ方法書説明会を開催した。平成24年3月5日、方法書についての環境の保全の見地からの神奈川県知事の意見を受け取り、この知事意見を勘案するとともに環境の保全の見地からの意見を有する方の意見に配慮し、整備新幹線や、最新の他の環境影響評価事例に拠ることはもとより、山梨リニア実験線の知見を踏まえ、磁界など中央新幹線に特有の事項を付け加えて、幅広く環境影響評価の項目を設定し、積極的に確立された最新の手法を取り入れて、調査、予測及び評価の手法を選定した。これらに基づき環境影響評価の作業を行うとともに、詳細な路線及び駅位置等の絞り込みを行い、平成25年9月20日に調査、予測及び評価の結果をとりまとめた「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書（神奈川県）」（以下「準備書」という。）を公告した。

その後、計92回の準備書説明会を開催するとともに、準備書についての環境の保全の見地からの意見を有する方の意見を募集し、平成25年11月25日、当該意見の概要とそれに対する事業者の見解を神奈川県知事及び関係する市町長に送付した。また、公告後、沿線の都県により開催された環境影響評価審査会等に当社は事業者として参加するなどし、委員からの質問や資料の要請に対し、より分かりやすい資料を提供しつつ回答するなど、誠実かつ確かな対応に努めた。これらを経て、平成26年3月25日、準備書についての環境の保全の見地からの神奈川県知事意見を受け取った。

この知事意見に十分な検討を加えるとともに、環境の保全の見地からの意見を有する方の意見に配慮し、準備書を一部修正して、平成26年4月23日に「中央新幹線（東京都・名古屋市

間) 環境影響評価書 (神奈川県)」(以下「評価書」という。)を国土交通大臣に送付した。

川崎市においては、環境影響評価法に基づく手続きに加えて、「川崎市環境影響評価に関する条例」(平成11年12月24日条例第48号)(以下「条例」という。)に基づき、「中央新幹線(東京都・名古屋市間)法対象条例環境影響評価方法書(川崎市)」(以下「法対象条例方法書」という。)を当社が作成し、平成23年9月27日に川崎市長が公告した。平成24年1月26日、川崎市長より「法対象条例方法審査書」を受け取った。この「法対象条例方法審査書」を尊重するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する方の意見に配意し、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定し、川崎市における環境影響評価の作業を行い、調査、予測及び評価の結果を取りまとめた「中央新幹線(東京都・名古屋市間)法対象条例環境影響評価準備書(川崎市)」(以下「法対象条例準備書」という。)を当社が作成し、平成25年9月20日に川崎市長が公告した。

その後、法対象条例準備書関係地域において、計12回の法対象条例準備書の説明会を開催した。また、川崎市長が法対象条例準備書についての環境の保全の見地からの意見を有する方の意見を募集し、当社は平成25年11月15日に川崎市長より意見書の写しを受け取り、平成25年11月25日に意見の概要とそれに対する当社の見解を記載した「法対象条例見解書」を川崎市長に提出した。川崎市環境影響評価審議会を経て、平成26年2月28日、川崎市長より「法対象条例審査書」を受け取った。

今般、当社は、法対象条例審査書を遵守するとともに、その内容の一つ一つについて十分な検討を加え、また、環境保全の見地からの意見を有する方の意見に配意し、法対象条例準備書の記載事項について検討を加え、「中央新幹線(東京都・名古屋市間)法対象条例環境影響評価書(川崎市)」(以下「法対象条例評価書」という。)としてとりまとめたので、平成26年7月18日に受け取った国土交通大臣意見を勘案して一部修正した補正後の評価書と併せて公表するものである。

今後とも、事業の推進にあたり、関係する自治体及び地域にお住まいの方々のご理解とご協力を頂きながら、環境の保全に十分配慮し、新たな環境保全技術などの知見を取り入れ、引き続き環境影響の回避又は低減を図っていく所存である。

目 次

第1章 法対象事業の概要	1-1
1-1 法対象事業者の名称及び所在地	1-1
1-2 法対象事業の名称及び種類	1-1
1-3 法対象事業を実施する区域	1-1
1-3-1 起終点	1-1
1-3-2 路線概要	1-1
(1) 計画段階配慮書における対象計画区域からの絞り込みの考え方	1-1
(2) 法対象条例方法書記載の路線からの絞り込みの考え方	1-2
(3) 川崎市内における路線概要	1-5
1-3-3 各施設	1-8
1-4 中央新幹線の経緯	1-9
1-5 全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画及び整備計画	1-9
1-6 法対象事業の目的	1-10
1-7 法対象事業の内容	1-11
1-7-1 対象鉄道建設等事業の種類	1-11
1-7-2 対象鉄道建設等事業の規模	1-11
1-7-3 対象鉄道建設等事業に係る単線、複線等の別及び動力	1-11
1-7-4 対象鉄道建設等事業に係る鉄道施設の設計の基礎となる 列車の最高速度	1-11
1-7-5 対象鉄道建設等事業の工事計画の概要	1-11
(1) 工事内容	1-11
(2) 施設の概要	1-12
(3) 工事方法	1-16
(4) 工事に伴う工事用道路、発生土及び工事排水の処理等	1-23
(5) 工事実施期間	1-23
1-7-6 対象鉄道建設等事業に係る鉄道において運行される列車の本数	1-24
1-7-7 対象鉄道建設等事業に係る地表式、掘割式、嵩上式、 トンネル又はその他の構造の別	1-24
1-7-8 対象鉄道建設等事業に係る車庫及び 車両検査修繕施設の区域の面積	1-24
1-7-9 その他事業の内容に関する事項	1-24
(1) 超電導リニアの原理	1-24
(2) 列車走行に関わる設備	1-27
(3) 自然災害等への対応	1-28

第4章	環境影響評価項目の選定	4-1
4-1	環境影響要因の抽出	4-1
4-2	環境影響評価項目の選定	4-1
4-3	環境配慮項目	4-4
4-3-1	環境配慮項目の選定	4-4
4-3-2	環境配慮方針	4-5
4-4	予測及び評価の前提とする区域	4-6
第5章	環境影響の調査、予測及び評価の結果	5-1-1
5-1	人と自然とのふれあい活動の場	5-1-1
	(1) 現況調査	5-1-1
	(2) 環境保全目標の設定	5-1-12
	(3) 予測	5-1-12
	(4) 環境保全のための措置	5-1-17
	(5) 評価	5-1-18
5-2	地域交通（交通混雑、交通安全）	5-2-1
	(1) 現況調査	5-2-1
	(2) 環境保全目標の設定	5-2-23
	(3) 予測	5-2-23
	(4) 環境保全のための措置	5-2-28
	(5) 評価	5-2-29
第6章	環境保全のための措置	6-1
第7章	環境配慮項目に関する措置	7-1
第8章	法対象事業に関する環境影響の総合的な評価	8-1
第9章	事後調査計画	9-1
9-1	事後調査の目的	9-1
9-2	事後調査の項目の選定	9-1
第10章	関係地域の範囲	10-1

第11章	法対象条例準備書に対する意見の概要と法対象事業者の見解	11-1-1
11-1	手続きの経緯	11-1-1
11-2	市民意見等の概要と法対象事業者の見解	11-2-1
11-3	関係する自治体からの意見と法対象事業者の見解	11-3-1
11-4	法対象条例準備書に対する審査結果と法対象事業者の見解	11-4-1
第12章	その他	12-1
12-1	法対象事業の実施に必要な許認可等の種類	12-1
12-2	法対象条例環境影響評価書の作成者 及び業務受託者の名称及び所在地	12-1
12-3	事業内容等に関する問い合わせ窓口	12-2
修正箇所一覧		修 1
環境影響評価関連図		(巻末)
資料編		(別冊)